

喜多方市委託契約約款

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、業務仕様書（別紙の図面、参考図書及び現場説明に対する質問回答書を含む。以下「仕様書」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び仕様書の内容とする業務に関する契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、又は業務の目的物（以下「成果物」という。）を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その契約金額を支払うものとする。
- 3 受注者は、この約款又は仕様書に特別の定めがある場合若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 4 受注者は、業務の履行に当たり、業務の処理上知り得た秘密を漏らしてはならない。履行期間が満了した後若しくはこの契約が解除された場合又はその職を退いた場合も同様とする。
- 5 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 7 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 8 この約款及び仕様書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 9 消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって消費税等率に変動が生じた場合は、特段の変更手続を行うことなく、相当額を加減したものを契約金額とする。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税等額に変動が生じない場合には、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、受注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(指示等協議の書面主義)

- 第2条 この約款に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。相手方から指示等を受領した場合、発注者又は受注者は速やかにこれに対応する指示等を行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 発注者及び受注者は、この約款の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(業務計画書の提出)

- 第3条 受注者は、業務計画書その他発注者の指示する書類（以下「業務計画書」という。）を作成し、この契約の締結の日から7日以内に発注者に提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと認めた場合は、この限りでない。
- 2 発注者は、前項の規定により提出された業務計画書を審査し、必要があると認めるときは、前項の業務計画書を受領した日から5日以内に、受注者に対して期限を指定して、その補正を求めることができる。
- 3 この約款の他の条項により履行期間又は仕様書が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して、業務計画書の再提出を求めることができる。この場合において、第1項中「この契約の締結の日から」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、第2項の規定を準用する。

(契約の保証)

- 第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、契約履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
 - (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
 - (6) この契約による債務の履行を保証する者（以下「連帯保証人」という。）を立てる
- 2 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。
- 3 第 1 項及び第 7 項の規定は、発注者が、喜多方市財務規則（平成 18 年喜多方市規則第 47 号）第 98 条の規定により契約保証金を免除した場合（同条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる場合に該当し免除した場合を除く。）は適用しない。
- 4 第 1 項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第 7 項において「保証の額」という。）は、契約金額の 100 分の 10 以上としなければならない。
- 5 受注者が第 1 項第 3 号から第 5 号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第 45 条第 3 項各号に規定する者による解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 6 第 1 項の規定により、受注者が同項第 2 号又は第 3 号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第 4 号又は第 5 号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 7 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の 100 分の 10 に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。
（権利義務の譲渡等）
- 第 5 条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
（著作権の譲渡等）
- 第 6 条 受注者は、成果物（第 30 条第 1 項に規定する指定部分に係る成果物及び同条第 2 項に規定する引渡部分に係る成果物を含む。以下この条において同じ。）が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。
- 2 発注者は、成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該成果物の内容を受注者の承諾なく、自由に公表することができる。
- 3 発注者は、成果物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- 4 受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、発注者は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を承諾なく発注者の負担により自由に改変することができる。
- 5 受注者は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないとにかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、第 1 条第 4 項の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。
- 6 発注者は、受注者が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第 10 条第 1 項第 9 号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第 12 条の 2 に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受注者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。
（一括委任等の禁止）
- 第 7 条 受注者は、業務の全部を一括して、又は大部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 受注者は、業務の全部、大部分又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が仕様書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。
- 3 発注者は、受注者に対し、業務の全部、大部分又は一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(特許権等の使用)

第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督職員及び検査職員)

第9条 発注者は、必要と認めるときは、自己に代わって受注者の契約履行状況を監督、若しくは指示する職員(以下「監督職員」という。)又は検査する職員(以下「検査職員」という。)を定めることができる。

- 2 監督職員は、この契約の履行に立ち会って履行中途における使用材料の試験又は検査を行う等の方法により進捗状況を監督し、受注者に必要な指示をするものとする。
- 3 検査職員は、この契約に基づく給付の完了の確認をするための必要な検査をする。

(業務主任者)

第10条 受注者は、業務の実施について管理を行う業務主任者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。業務主任者を変更したときも、同様とする。ただし、発注者が必要でないと認めた場合は、この限りでない。

- 2 業務主任者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統括を行うほか、契約金額の変更、履行期間の変更、契約金額の請求及び受領、次条の請求の受理、決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

(業務主任者等に関する措置請求)

第11条 発注者は業務主任者又は受注者の使用人若しくは第7条第2項の規定により受注者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不適当と認められるときは受注者に対して、受注者は監督職員がその職務の執行につき不適当と認められるときは発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

(履行報告)

第12条 受注者は、仕様書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(貸与品等)

第13条 発注者が受注者に貸与し、又は支給する物品(以下「貸与品等」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、仕様書に定めるところによるものとし、受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

- 2 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 受注者は、仕様書に定めるところにより、業務の完了、仕様書の変更等によって不用となった貸与品等を発注者に返還しなければならない。
- 4 受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(仕様書と業務内容が一致しない場合の修補義務)

第14条 受注者は、業務の内容が仕様書又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合において、監督職員がその修補を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

第15条 受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 仕様書に誤謬又は脱漏があること又は仕様書の表示が明確でないこと。

- (2) 履行上の制約等仕様書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と一致しないこと。
- (3) 仕様書で明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 発注者は、前項各号の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、仕様書の訂正又は変更を行わなければならない。
- 3 前項の規定により仕様書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(仕様書等の変更)

第16条 発注者は、前条第2項の規定によるほか、必要があると認めるときは、仕様書又は業務に関する指示（以下この条及び第18条、第40条において「仕様書等」という。）の変更内容を受注者に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第17条 第三者の所有する土地への立入りについて当該土地の所有者等の承諾を得ることができないため又は暴風、豪雨、洪水、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて、受注者の責めに帰すことができないものにより作業現場の状態が著しく変動したため、受注者が業務を行うことができないと認められるときは、発注者は、業務の中止内容を直ちに受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約金額を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務に係る受注者の提案)

第18条 受注者は、仕様書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき仕様書等の変更を提案することができる。

- 2 発注者は、前項の受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、仕様書等の変更を受注者に通知するものとする。
- 3 発注者は、前項の規定により仕様書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は契約金額を変更しなければならない。

(受注者の請求による履行期間の延長)

第19条 受注者は、天災その他の不可抗力及び受注者の責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があつた場合においては、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、契約金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による履行期間の短縮等)

第20条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

- 2 発注者は、この約款の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、受注者に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。
- 3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは、契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法等)

第21条 履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日（第19条の場合にあつては、発注者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあつては、受注者が履行期間の変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(契約金額の変更方法等)

第 22 条 契約金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者に意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が契約金額の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(臨機の措置)

第 23 条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ発注者の意見を聴かなければならない。

ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。

3 発注者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受注者が第 1 項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が契約金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。

(一般的損害)

第 24 条 成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他業務を行うに当たり生じた損害（次条第 1 項、第 2 項若しくは第 3 項又は第 26 条第 1 項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（仕様書に定めるところにより付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第 25 条 業務を行うに当たり第三者に及ぼした損害（第 3 項に規定する損害を除く。）について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額（仕様書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不適当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

3 業務を行うに当たり通常避けることができない騒音、振動、地下水の断絶等の理由により第三者に及ぼした損害（仕様書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、発注者がその賠償額を負担しなければならない。ただし、業務を行うにつき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

4 前 3 項の場合その他業務を行うに当たり第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第 26 条 成果物の引渡し前に、天災等（仕様書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰することができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、試験等に従事する業務の出来形部分（以下この条において「業務の出来形部分」という。）、仮設物又は作業現場に搬入済みの調査機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び仕様書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（業務の出来形部分、仮設物又は作業現場に搬入済みの調査機械器具であつて立会いその他受注者の業務に関す

る記録等により確認することができるものに係る額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(以下第6項において「損害合計額」という。)のうち契約金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。

5 損害の額は、次に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

(1) 業務の出来形部分に関する損害

損害を受けた出来形部分に相応する契約金額とし、残存価格がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(2) 仮設物又は調査機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は調査機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該業務で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における成果物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より小額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「契約金額の100分の1を超える額」とあるのは「契約金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(契約金額の変更に代える仕様書の変更)

第27条 発注者は、第8条、第14条から第20条、第23条又は第24条の規定により契約金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、契約金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて仕様書を変更することができる。この場合において、仕様書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が前項の契約金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる(検査及び引渡し)

第28条 受注者は、業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対し業務完了の届を提出しなければならない。

2 発注者又は検査職員は、前項の規定による届出を受けたときは、届出を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、仕様書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

3 発注者は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、受注者が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。

4 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該成果物の引渡しを契約金額の支払いの完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

5 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなして前4項の規定を準用する。

(契約金額の支払い)

第29条 受注者は、前条の規定により目的物の引渡しをしたときは、契約金額の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に契約金額を支払わなければならない。

(部分引渡し)

第30条 成果物について、発注者が仕様書において業務の完了に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下「指定部分」という。)がある場合において、当該指定部分の業務が完了したときについては、第28条中「業務」とあるのは「指定部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「指定部分に係る成果物」と、同条第4項及び第29条中「契約金額」とあるのは「部分引渡しに係る契約金額」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2 前項に規定する場合のほか、業務の一部が完了し、かつ、可分なものであるときは、発注者は、当該部分について、受注者の承諾を得て引渡しを受けることができる。この場合において、第28条中「業務」とある

のは「引渡し部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「引渡し部分にかかる成果物」と、同条第4項及び第29条中「契約金額」とあるのは「部分引渡しに係る契約金額」と読み替えて、この規定を準用する。

3 前2項の規定により準用される第29条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る契約金額の額は、発注者と受注者とが協議して定める。

(第三者による代理受領)

第31条 受注者は、発注者の承諾を得て契約金額の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第29条(第30条において準用する場合を含む。)の規定に基づく支払いをしなければならない。

(契約不適合責任)

第32条 発注者は、成果物が、契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対して相当の期間を定めて、その目的物の修補又は代替品の引渡しによる履行の追完を請求し、又は契約不適合の程度に応じた委託料の減額の請求、損害の賠償を請求することができる。

2 前項の規定による契約不適合の履行の追完の請求、委託料の減額、損害賠償の請求又は本契約の解除をすることができるのは、第28条第3項又は第4項(第30条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡しを受けた日以降、発注者がその契約不適合を知った時から、1年以内に行わなければならない。ただし、受注者がその契約不適合を知っていたときは、この限りではない。

3 前項の規定にかかわらず、成果物の契約不適合が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、同項に規定する権利を行使できる期間は、当該権利を行使できることを知った日から5年とする。ただし、成果物引渡しの時から10年を経過した時はこの期間内であっても行うことはできない。

4 発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項ないし第3項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合の修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りではない。

5 第1項ないし第3項の規定は、成果物の契約不適合が仕様書の記載内容及び発注者の指示又は貸与品等により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第33条 受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、契約金額から第30条に規定する部分引渡しに係る契約金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、履行遅滞が発生した日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)に基づき財務大臣が決定した率(以下「法に基づき財務大臣が決定する率」という。)により計算した額とする。

3 発注者の責めに帰すべき事由により、第29条第2項(第30条において準用する場合を含む。)の規定による契約金額の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、支払遅延が発生した日における法に基づき財務大臣が決定する率により計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(連帯保証人)

第34条 発注者は、受注者が第36条各号、第37条第1号から第6号までのいずれかに該当するときは、連帯保証人に対して業務を完了すべきことを請求することができる。

2 連帯保証人は、前項の請求があったときは、第5条第1項の規定にかかわらず、この契約に基づく受注者の権利及び義務を承継する。

(発注者の任意解除権)

第35条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条、第37条又は第37条の2第1項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第36条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及びの取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由がなく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 履行期間内に業務が完成しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みが明らかにないと認められるとき。
- (3) 業務主任者を配置しなかったとき。
- (4) 正当な理由なく、第 32 条第 1 項の修補又は履行の追完がなされないとき。
- (5) 前 4 号に掲げるもののほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第 37 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第 5 条第 1 項の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。
- (2) この契約の成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 受注者がこの契約の成果物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合または受注者の債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達成することができないとき。
- (5) 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定に日時または一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げるほか、受注者がその債務を履行せず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成 23 年福島県公安委員会規則第 5 号）第 4 条各号に該当する者）に業務委託料債権を譲渡したとき。
- (8) 第 39 条または第 40 条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (9) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時委託業務等の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
 - ロ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- 二 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ヘ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(談合その他不正行為による解除)

第 37 条の 2 発注者は、受注者（受注者が共同企業体の場合はその構成員を含む。以下この条において同じ。）がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条第 1 項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第 7 条の 2 第 1 項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして、独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治 40 年法第 45 号）第 96 条の 6 又は第 198 の規定に該当し、刑が確定したとき。

2 第 45 条第 2 項の規定は、前項の解除の場合に準用する。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 38 条 第 36 条各号又は第 37 条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第 36 条又は第 37 条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第 39 条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行が無いときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第 40 条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第 16 条の規定により仕様書等を変更したため業務委託料が 3 分の 2 以上減少したとき。

(2) 第 17 条の規定による業務の中止期間が履行期間の 10 分の 5（履行期間の 10 分の 5 が 6 月を超えるときは、6 月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後 3 月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の効果）

第 41 条 第 39 条又は前条各号に定める事項が受注者の責めに帰すべき事由によるべきものであるときは、受注者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

（予算の減額又は削除に伴う解除等）

第 42 条 この契約が、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 の規定による長期継続契約である場合は、契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更又は解除することができる。

（解除の効果）

第 43 条 この契約が解除された場合には、第 1 条第 2 項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。ただし、第 30 条に規定する部分引渡しに係る部分については、この限りでない。

2 発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除された場合において、受注者が既に業務を完了した部分（第 30 条の規定により部分引渡しを受けている場合には、当該引渡部分を除くものとし、以下「既履行部分」という。）の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する契約金額（以下「既履行部分契約金額」という。）を受注者に支払わなければならない。

3 前項に規定する既履行部分契約金額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

（解除に伴う措置）

第 44 条 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

2 前項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第 36 条、第 37 条、第 37 条の 2 又は次条第 3 項の規定によるときは、発注者が定め、第 35 条、第 39 条又は第 40 条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、前項後段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

3 業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して定める。

（発注者の損害賠償請求等）

第 45 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。

(2) この成果物に契約不適合があるとき。

- (3) 第 36 条又は第 37 条の規定により、成果物の引渡し後にこの契約が解除されたとき。
- (4) 第 3 号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第 36 条又は第 37 条の規定により成果物の引渡し前にこの契約が解除されたとき。
- (2) 成果物の引渡し前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約の解除をした場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第 1 項各号又は第 2 項各号に定める場合（前項の規定により第 2 項第 2 号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰すことのできない事由によるものであるときは、第 1 項又は第 2 項の規定は適用しない。
- 5 第 1 項第 1 号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求権は、業務委託料から第 30 条の規定による部分引渡しを受けた部分に相应する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、法に基づく財務大臣が決定する割合で計算した額（100 円未満の端数がある時は、その端数を切捨てる。）とする。
- 6 第 2 項の場合（第 46 条第 7 項及び第 9 号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第 4 条の規定により契約保証金の納付またはこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は当該契約保証金または担保をもって同項の違約金に充当することができる。
- （談合その他不正行為に伴う賠償の予約）
- 第 46 条 受注者は、第 37 条の 2 の各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かに関わらず、契約金額の 10 分の 2 に相当する額を賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。業務が完了した後も同様とする。ただし、同条の 2 第 1 項の場合において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売であるとき、その他発注者が特に認めるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解体されているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払いを請求することができる。この場合においては、受注者の代表であった者及び構成であった者は、共同連帯して前項の額を発注者に支払わなければならない。
- 3 第 1 項の規定は、発注者に生じた実際の賠償額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。
- （受注者の損害賠償請求等）
- 第 47 条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰すことのできない事由によるものであるときは、この限りでない。
- (1) 第 39 条又は第 40 条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 全号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないときまたは債務の履行が不能であるとき。
- 2 第 29 条第 2 項（第 30 条において準用する場合を含む。）の規定による業務委託料の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、法に基づき財務大臣が決定する率の割合で決定した額（100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。
- （賠償金等の徴収）
- 第 48 条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から契約金額の支払の日まで、支払遅延が発生した日における法に基づき財務大臣が決定する率により計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。
- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき、支払遅延が発生した日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）に基づき財務大臣が決定した率により計算した額の延滞金を徴収する。

(暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務)

第 49 条 受注者は、この契約に係る業務の遂行に当たり、暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(契約以外の事項)

第 50 条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

(個人情報の保護)

第 51 条 受注者は、この約款による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記、「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」を守らなければならない。

(情報通信の技術を利用する方法)

第 52 条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている指示等は、法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

附 則

この約款は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この約款は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この約款は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この約款は、令和 4 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この約款は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この約款は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

別記

個人情報の取扱いに関する特記仕様書

(基本的事項)

第1 この特記仕様書は、本契約に定めるもののほか、受注者が本契約の業務（以下「本業務」という。）を行うに当たり、本業務を通じて知り得た個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条に規定する個人情報をいう。）について、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱わなければならない。

(作業責任者等の届出)

第2 受注者は、個人情報の適正な取扱いについて、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない

2 受注者は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を指定しなければならない。

3 作業責任者は、本特記仕様書に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督及び教育しなければならない。

4 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、本特記仕様書に定める事項を遵守しなければならない。

(守秘義務)

第3 受注者は、本業務の履行に関し知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。なお、契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

2 受注者は、本業務に関わる作業責任者及び作業従事者に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

(再委託)

第4 受注者は、本業務を自ら行うものとし、第三者へ委託（以下「再委託」という。再委託先が子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社という。）である場合も含む。）してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得たときは、この限りではない。

2 受注者は、本業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を発注者に申請し、その承認を得なければならない。

3 前項の場合、受注者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 受注者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手段及び方法について具体的に規定しなければならない。

5 受注者は、再委託先に対して本業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理・監督の状況を発注者に対して報告しなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第5 受注者は、本業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の業務を遵守させなければならない。

2 受注者は、発注者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

3 受注者は、派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者との契約書に、個人情報の取扱いに係る遵守事項を明記しなければならない。

(作業場所の特定)

第6 受注者は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、本業務の着手前に書面により発注者に報告しなければならない。

- 2 受注者は、作業場所を変更する場合は、事前に書面により発注者に申請し、その承認を得なければならない。
- 3 受注者は、発注者の事務所に作業場所を設置する場合は、作業責任者及び作業従事者に対して、受注者が発行する身分証明書を常時携帯させ、事業所名及び作業従事者名が分かるようにしなければならない。

(個人情報の管理)

第7 受注者は、本業務において利用する個人情報を保持している間は、次の各号に定めるところにより、個人情報を適切に管理しなければならない。

- (1) 個人情報を、施錠又は入退室管理が可能な場所に厳重に保管すること。
- (2) 個人情報を、発注者の事前の承諾なく作業場所から持ち出さないこと。
- (3) 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
- (4) 本業務に必要な範囲を超えて個人情報を複製又は複写しないこと。
- (5) 個人情報を移送する場合は、移送時の体制を明確にすること。
- (6) 個人情報を電子データで保管する場合は、当該電子データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録された電子データの正確性について、定期的に点検すること。
- (7) 個人情報を利用して作業を行うパソコンに、個人情報の漏えい、滅失又は棄損（以下「漏えい等」という。）につながると考えられるアプリケーションをインストールしないこと。
- (8) 個人情報を管理するための台帳を整備し、作業責任者、作業従事者、保管場所その他個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。
- (9) 作業場所に、私用パソコン、私用スマートフォン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んで、個人情報を取り扱う作業を行わないこと。

(収集の制限)

第8 受注者は、本業務において個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第9 受注者は、発注者の指示又は承諾があった場合を除き、本業務に関して知り得た個人情報を当該契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(個人情報の受け渡し)

第10 受注者は、発注者及び受注者間で個人情報の記録媒体を直接受渡す場合にあっては、発注者が指定した手段、日時及び場所で行わなければならない。

(個人情報の返還等)

第11 受注者は、本業務を行うために発注者から提供を受け、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、消去又は廃棄の方法により当該個人情報が記録された資料等を復元できないように確実に処分するものとする。

- 2 受注者は、前項ただし書により処分したときは、当該消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び処分方法を記載した報告書を発注者に提出し、確認を受けなければならない。

(定期報告及び緊急報告)

第12 受注者は、発注者から、個人情報の取扱い状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

- 2 受注者は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び検査)

第 13 発注者は、本業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。

2 発注者は、前項の目的を達するため、受注者に対して必要な情報を求め、又は業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(事故時の対応)

第 14 受注者は、本業務に関し個人情報の漏えい等の事故、その他の事態又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講ずるとともに、情報漏えい等に係る対応について発注者の指示に従うものとする。

2 受注者は、個人情報等漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに発注者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、発注者の指示に従わなければならない。

3 受注者は、本業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、事案の発生した原因を分析して発注者に報告するとともに、遅滞なく再発防止のために必要な措置を講ずる。

4 発注者は、本業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

5 第 1 項及び第 2 項の措置に要した経費は、発注者と受注者の協議の上、定める。

(契約の解除)

第 15 発注者は、受注者が本特記仕様書に定める義務を履行しない場合は、本契約の全部又は一部を解除することができる。

2 受注者は、前項の事項による契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第 16 受注者の故意又は過失を問わず、受注者が本特記仕様書の内容に違反し、又は怠ったことにより、発注者に対する損害を発生させた場合は、受注者は、発注者に対して、その損害を賠償しなければならない。